

家づくりに関する税制優遇タイムスケジュール

	減税制度	対象	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成32年		
新築の税制優遇	住宅取得等資金の贈与非課税の特例	質の高い住宅	非課税枠1200万円（消費税が10%になった場合、H31.4～H32.3まで非課税枠3000万円、H32.4～H33.3まで同1500万円）				(平成33年12月31日まで)		
		上記以外の住宅	非課税枠700万円（消費税が10%になった場合、H31.4～H32.3まで非課税枠2500万円、H32.4～H33.3まで同1000万円）				(平成33年12月31日まで)		
	相続時精算課税選択の特例	すべての住宅	特別控除2500万円				(平成33年12月31日まで)		
	住宅ローン減税	認定住宅(低炭素住宅、長期優良住宅)	対象借入金額限度5000万円(控除率1.0%)				(平成33年12月31日まで)		
		上記以外の住宅	対象借入金額限度4000万円(控除率1.0%)				(平成33年12月31日まで)		
	長期優良住宅・低炭素住宅の特別税額控除(投資型)	認定長期優良住宅	控除対象限度額650万円(控除率10%)				(平成33年12月31日まで)		
		認定低炭素住宅							
	所有権保存登記の税率の軽減	認定住宅(低炭素住宅、長期優良住宅)	本則0.4% → 0.1%			(平成30年3月31日まで)			
		上記以外の住宅	本則0.4% → 0.15%			(平成32年3月31日まで)			
	所有権移転登記の税率の軽減	認定低炭素住宅	本則2% → 0.1%			(平成30年3月31日まで)			
		認定長期優良住宅	本則2% → 0.2%			(平成30年3月31日まで)			
		買取再販住宅	本則2% → 0.1%			(平成30年3月31日まで)			
		上記以外の住宅	本則2% → 0.3%			(平成32年3月31日まで)			
	ローンの抵当権設定登記の税率の軽減	すべての住宅	本則0.4% → 0.1%			(平成32年3月31日まで)			
	住宅取得に係る課税標準の控除	認定長期優良住宅	本則金額 → 控除額1300万円			(平成30年3月31日まで)			
		一般の住宅	本則金額 → 控除額1200万円			(平成30年3月31日まで)			
	住宅取得に係る軽減税率	住宅取得	本則4% → 3%			(平成30年3月31日まで)			
	新築住宅の固定資産税の軽減	認定長期優良住宅	5年間1/2(戸建て)(120㎡まで)			(平成30年3月31日まで)			
		上記以外の住宅	3年間1/2(戸建て)(120㎡まで)			(平成30年3月31日まで)			
	居住用財産の買換え特例	買換え	譲渡所得について課税の100%繰延べ			(平成29年12月31日まで)			
譲渡損失繰越控除	買換え	譲渡損失を翌年以降3年間の繰越控除			(平成29年12月31日まで)				
空き家の譲渡所得特別控除	空き家の除却後の敷地譲渡	譲渡所得から3000万円を特別控除				(平成31年12月31日まで)			
リフォームの税制優遇	住宅取得等資金の贈与非課税の特例	質の高い住宅	非課税枠1200万円（消費税が10%になった場合、H31.4～H32.3まで非課税枠3000万円、H32.4～H33.3まで同1500万円）				(平成33年12月31日まで)		
		上記以外の住宅	非課税枠700万円（消費税が10%になった場合、H31.4～H32.3まで非課税枠2500万円、H32.4～H33.3まで同1000万円）				(平成33年12月31日まで)		
	相続時精算課税選択の特例	すべての住宅	特別控除2500万円				(平成33年12月31日まで)		
	住宅ローン減税	ローンを利用したリフォーム	対象借入金限度額4000万円(控除率1.0%)				(平成33年12月31日まで)		
	長期優良住宅化リフォーム減税	ローン型(ローンを利用)	1000万円までの長期優良住宅化リフォームのローン残高の1%控除、特定省エネ改修および耐久性向上改修工事250万円までは2%控除(5年間)				(平成33年12月31日まで)		
		投資型(自己資金、ローン利用共)	250万円※までの耐久性向上改修工事、耐震改修工事、省エネ改修工事費用の10%を控除(※太陽光発電をつける場合350万円)				(平成33年12月31日まで)		
	固定資産税の減額	長期優良住宅(増改築)認定の取得	翌年度分の2/3を減額			(平成30年3月31日まで)			
		同居対応改修減税	ローン型(ローンを利用)	1000万円までの同居改修ローン残高の1%控除、同居対応工事250万円までは2%控除(5年間)			(平成33年12月31日まで)		
	投資型(自己資金、ローン利用共)		250万円までの同居対応工事費の10%を控除			(平成33年12月31日まで)			
	省エネ改修減税	ローン型(ローンを利用)	1000万円までの省エネ改修ローン残高の1%控除、内特定省エネ改修250万円までは2%控除(5年間)			(平成33年12月31日まで)			
		投資型(自己資金、ローン利用共)	250万円※までの省エネ改修費10%を控除(太陽光発電をつける場合350万円)			(平成33年12月31日まで)			
	固定資産税の減額	所定の省エネリフォーム	翌年度分の1/3を減額(120㎡まで)			(平成30年3月31日まで)			
		耐震改修促進税制	投資型(自己資金、ローン利用共)	250万円までの耐震改修費の10%を控除				(平成33年12月31日まで)	
	固定資産税の減額	所定の耐震リフォーム	1年間1/2を減額(120㎡まで)			(平成30年3月31日まで)			
		バリアフリー改修減税	ローン型(ローンを利用)	1000万円までのバリアフリー改修ローン残高の1%控除、内一定のバリアフリー改修250万円までは2%控除(5年間)			(平成33年12月31日まで)		
	投資型(自己資金、ローン利用共)		200万円までのバリアフリー改修費の10%を控除			(平成33年12月31日まで)			
	固定資産税の減額	所定のバリアフリーリフォーム	翌年度分の1/3を減額(100㎡まで)			(平成30年3月31日まで)			
	被災した方	住宅ローン減税	被災により再取得する住宅	対象借入金額限度5000万円(控除率1.2%)				(平成33年12月31日まで)	
		所有権保存登記の税の免除	被災による建替え、取得等	免除				(平成33年3月31日まで)	
		所有権移転登記の税の免除	被災による建替え、取得等	免除				(平成33年3月31日まで)	
ローンの抵当権設定登記の税の免除		上記登記と同時に受けるもの	免除				(平成33年3月31日まで)		
契約書に係る印紙税非課税措置		不動産譲渡、工事請負契約書	印紙不要				(平成33年3月31日まで)		
住宅取得等資金の贈与非課税の特例		省エネ性または耐震性を満たす住宅	非課税枠1500万円（消費税が10%になった場合、H31.4～H32.3まで非課税枠3000万円）				(平成33年12月31日まで)		
	上記以外の住宅	非課税枠1000万円（消費税が10%になった場合、H31.4～H32.3まで非課税枠2500万円）				(平成33年12月31日まで)			